使用料・手数料の見直しに係るＱ＆Ａ

Ｑ１　見直しの基本的な考え方は？

Ａ１　公共施設等の行政サービスを利用する人（受益者）と、利用しない人（非受益者）の負担の公平性を考慮し、利用者に応分の負担をしていただく「受益者負担の原則」を基本としています。

Ｑ２　使用料・手数料のこれまでの改定経過は？

Ａ２　平成１７年の新市誕生以降、全体的な改定（見直し）は２回実施しています。

１回目は平成２６年４月に消費税率等が５％から８％に引き上げられた際、２回目は令和元年１０月に消費税率等が８％から１０％に引き上げられた際です。

Ｑ３　なぜこのタイミングで改定することになったのか？

Ａ３　「使用料・手数料の見直し指針（平成２０年５月策定、令和８年１月全部改正）」では３年を目途に見直しを行うとしており、「行財政改革推進プラン２０２５」においても令和５年度で見直しを実施し、令和７年度で改定を行う予定としておりました。

しかしながら、改定に当たっては、過去３年分のコスト計算を行い、適正料金を算出することを基本としており、施設が正常稼働していなかったコロナ禍の影響を考慮することは適当ではないほか、昨今の物価の高騰、人件費増などにより維持管理費が上昇傾向にあり、これらの状況も踏まえコスト計算を行うこととしたため、令和９年４月からの改定となったものです。

Ｑ４　使用料の算定方法は？

Ａ４　基本的な計算方法は、次のとおりとなります。

【計算式】
理論上の適正料金　＝(1)使用料・手数料に係る原価　×　(2)受益者負担割合

(1)-1　使用料に係る原価

ア　特定の市民が一定の時間、施設の全部又は一部を利用する場合（会議室、ホール等）

使用料原価　＝　（　１㎡当たり年間コスト※　÷　年間使用可能時間　）
×　利用面積　×　利用時間

➢ **面積計算**

イ　特定の市民が一定の時間、施設の全部又は一部を共有する場合（プール、温泉等）

使用料原価　＝　年間コスト※　÷　年間目標利用者数
（ or　×　年間目標利用率 ）

➢ **利用者計算**

※年間コスト…人件費、光熱水費や維持補修費等の物件費等

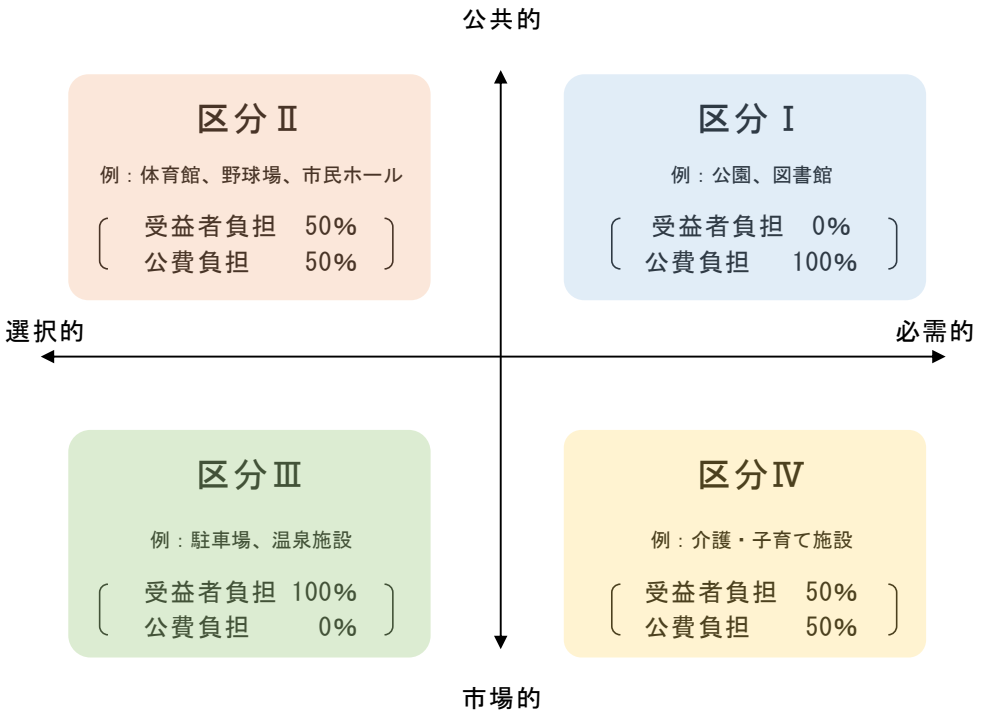
(1)-2　手数料に係る原価

当該事務にかかるコストを用いて、１件当たりの事務処理にかかる手数料原価を算出

手数料原価 ＝（ １分当たり人件費 × 平均的な処理時間（分） ）
＋ （ 年間物件費等 ÷ 年間処理件数 ）

(2)　受益者負担の割合

受益者負担の割合については、提供するサービスの公共性・市場性・必要性・選択性を勘案して４つの区分に分類しており、この区分に応じて算定しています。



区分Ⅰ　公共的かつ必需的なサービス 公共性が高く、民間による提供が難しいサービス（専ら行政が提供し、市民が日常生活を営む上で最低限必要とするサービス）ですので、市民全体で負担することとし、受益者の負担を求めないもの。
区分Ⅱ　公共的かつ選択的なサービス 市民生活をより快適で潤いのあるものとするサービスですが、民間ではあまり提供されていないため、公共性は高いものの、人によって必要性が異なりますので、受益者の負担割合を５０％とするもの。
区分Ⅲ　市場的かつ選択的なサービス 民間でも提供されているサービスであり、特定の市民の生活を快適で潤いあるものとするサービスですが、人によって必要性が異なりますので、受益者の負担割合を　１００％とするもの。
区分Ⅳ　市場的かつ必需的なサービス 民間でも提供されているサービスですが、行政による提供も不可欠ですので、受益者の負担割合を５０％とするもの。

(3) その他（激変緩和措置等）

最終的な改定額は、コストのみから画一的に算定するのではなく、近隣自治体や類似する施設の状況等を考慮したほか、市民生活への影響等を考慮し、原則、現行料金の１．５倍を上限とする激変緩和措置を講じています。

(4) 計算例

【河南老人福祉センター（集会及び運動指導室)】

年間コスト 27,347,711 円÷貸出総面積 507.79 ㎡＝1 ㎡当たり年間コスト 53,856 円

53,856 円／㎡÷年間使用可能時間 3,614h＝1 ㎡あたりの 1 時間単価 14.9 円

14.9 円／㎡×利用面積 212.91 ㎡×利用時間 1 時間×受益者負担割合 50%

＝1,586 円≒1,580 円（端数処理）

→上記の計算額は激変緩和措置である現行料金の 1.5 倍上限を上回るため、740 円（現行料金）×1.5＝1,110 円に改定

Ｑ５　市としてコスト削減の努力をすべきではないか？

Ａ５　市としても業務の見直しや光熱水費の節減などコスト抑制に継続して取り組んでまいりましたが、今回の改定は、こうした経営努力を重ねてもなお、近年の激しい物価高騰や人件費の上昇によるコスト増を補うことが困難な状況にあるため、安定したサービス提供を維持するために実施するものです。

Ｑ６　各施設によって整備年次等が異なるのに、同種・類似施設で統一的な料金とした理由は？

Ａ６　同種・類似施設においては、施設の整備年次や規模、構造等によって個々のコストは異なりますが、これらを利用する市民の負担に格差が生じることは、必ずしも公平とはいえないことから、料金体系の公平性と分かりやすさを重視することが適正な受益者負担につながると考えて、原則として料金を統一することとしたものであります。

なお、統一料金の算定に当たっては、同種・類似の各施設について、個別に算定した理論上の適正料金の平均値を用いています。